

春日部市心身障害者地域デイケア施設条例の一部を改正する条例

第1条 春日部市心身障害者地域デイケア施設条例（平成17年条例第84号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の条（以下「改正前の条」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の条（以下「改正後の条」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の条を当該改正後の条とする。

(2) 次の表中、改正後の条に対応する改正前の条が存在しない場合にあっては、当該改正後の条を加える。

改正後	改正前
<p>（指定管理者による管理）</p> <p>第10条 市長は、デイケア施設の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、デイケア施設の管理を行わせることができる。</p> <p>（指定管理者の指定の手續）</p> <p>第11条 前条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画書その他必要な書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を満たすもののうち最も適切な管理を行うことができると認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。</p> <p>（1） 事業計画書によるデイケア施設の管理運営が市民の平等なデイケア施設の利用を確保することができること。</p> <p>（2） 事業計画書の内容がデイケア施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>（3） 事業計画書に沿った管理を安定して行う経営基盤を有していること。</p> <p>（4） 指定管理者の業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。</p> <p>3 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。</p>	

(指定の制限)

第12条 次に掲げる法人その他の団体（本市が財政援助を与えるものを除く。）は、指定管理者になることができない。

- (1) 本市の議会の議員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人若しくは清算人（以下「無限責任社員等」という。）となっている法人又は役員若しくはこれに準ずべき者（以下「役員等」という。）となっている団体
- (2) 本市の市長又は副市長が、無限責任社員等となっている法人（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第122条に規定する法人を除く。）又は役員等となっている団体
- (3) 本市の監査委員が、無限責任社員等となっている法人（令第133条に規定する法人を除く。）又は役員等となっている団体

(欠格事項)

第13条 次に掲げる法人その他の団体は、指定管理者になることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人その他の団体
- (3) 法人その他の団体の代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である団体

2 前項に定めるもののほか、市長が別に定める要件に該当する法人その他の団体は、指定管理者になることができない。

(指定管理者の業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条の業務
- (2) デイケア施設の施設（設備及び物品を含む。）の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、この条例の
目的を達成するために必要な業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場
合における第8条及び第9条の適用につい
ては、これらの規定中「市長」とあるのは、「指
定管理者」とする。

(管理の基準等)

第15条 指定管理者は、次に掲げる基準により、
指定管理者の業務を行わなければならない。

(1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、
適正にデイケア施設の運営を行うこと。

(2) デイケア施設の維持管理を適切に行うこ
と。

(3) 指定管理者の業務を通じて取得した個人
に関する情報を適正に取り扱うこと。

(事業報告書の作成及び提出)

第16条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、
次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成
し、市長に提出しなければならない。ただし、
年度の途中において第18条第1項の規定により
指定を取り消されたときは、その取り消された
日から起算して30日以内に当該年度の当該日ま
での間の事業報告書を提出しなければならない。
い。

(1) 指定管理者の業務の実施状況及び施設の
利用状況

(2) 指定管理者の業務に係る経費の収支状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要
と認めたもの

(事業報告の聴取等)

第17条 市長は、指定管理者の管理の適正を期す
るため、指定管理者に対し、その管理の業務及
び経理の状況に関して定期的に、又は必要に応じ
て臨時に報告を求め、実地について調査し、又
は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第18条 市長は、指定管理者が次の各号のいづれ
かに該当するときは、指定管理者の指定を取り
消し、又は期間を定めて指定管理者の業務の全
部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 指定管理者の業務又はその経理に関する
市長の指示に従わないとき。

(2) 第11条第2項各号に掲げる基準を満たさ
なくなったと認めるとき。

(3) 第12条各号の指定の制限及び第13条第1

項各号の欠格事項に該当したとき。

- (4) 第15条各号に掲げる基準を遵守しないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるとき。

2 市は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(指定管理者による施設の原状回復義務)

第19条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理者の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又はその設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第20条 指定管理者は、自己の責めに帰すべき理由により、ダイケア施設の施設又はその設備を損傷し、又は滅失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第21条 (略)

(委任)

第10条 (略)

第2条 春日部市心身障害者地域ダイケア施設条例の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条又は号の表示及びそれに対応する改正後の欄の条又は号の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の条又は号を当該改正後の欄の条又は号とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の項に対応する改正後の欄の項が存在しない場合にあつては、当該改正前の欄の項を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の条、項又は号に対応する改正前の欄の条、項又は号が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の条、項又は号を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前																																	
春日部市心身障害者 <u>通所支援施設</u> 条例 (設置)	春日部市心身障害者 <u>地域デイケア</u> 施設条例 (設置)																																	
第1条 <u>障害者自立支援法</u> (平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第1項に規定する <u>障害福祉サービスを行う施設</u> として、春日部市心身障害者 <u>通所支援施設</u> (以下「 <u>通所支援施設</u> 」という。)を設置する。 (名称、位置及び定員)	第1条 <u>在宅の心身障害者</u> に対して、 <u>自立訓練及び授産活動の場</u> を提供し、 <u>社会的自立の助長を図るため</u> 、春日部市心身障害者 <u>地域デイケア施設</u> (以下「 <u>デイケア施設</u> 」という。)を設置する。 (名称、位置及び定員)																																	
第2条 <u>通所支援施設</u> の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。	第2条 <u>デイケア施設</u> の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 40%;">位置</th> <th style="width: 30%;">定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふじ支援センター</td> <td>春日部市牛島1289番地</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>ゆりのき支援センター</td> <td>春日部市谷原新田2229番地1</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>リサイクルショップ</td> <td>春日部市樋堀369番地1</td> <td>24人</td> </tr> <tr> <td>ひまわり園</td> <td>春日部市大衾496番地455</td> <td>23人</td> </tr> <tr> <td>あおぞら</td> <td>春日部市米崎389番地3</td> <td>17人</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	定員	ふじ支援センター	春日部市牛島1289番地	30人	ゆりのき支援センター	春日部市谷原新田2229番地1	30人	リサイクルショップ	春日部市樋堀369番地1	24人	ひまわり園	春日部市大衾496番地455	23人	あおぞら	春日部市米崎389番地3	17人	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 40%;">位置</th> <th style="width: 30%;">定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふじ授産センター</td> <td>春日部市牛島1289番地</td> <td>19人</td> </tr> <tr> <td>ゆりのき授産センター</td> <td>春日部市谷原新田2229番地1</td> <td>19人</td> </tr> <tr> <td>ひまわり園</td> <td>春日部市大衾496番地455</td> <td>19人</td> </tr> <tr> <td>あおぞら</td> <td>春日部市米崎389番地3</td> <td>19人</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	定員	ふじ授産センター	春日部市牛島1289番地	19人	ゆりのき授産センター	春日部市谷原新田2229番地1	19人	ひまわり園	春日部市大衾496番地455	19人	あおぞら	春日部市米崎389番地3	19人
名称	位置	定員																																
ふじ支援センター	春日部市牛島1289番地	30人																																
ゆりのき支援センター	春日部市谷原新田2229番地1	30人																																
リサイクルショップ	春日部市樋堀369番地1	24人																																
ひまわり園	春日部市大衾496番地455	23人																																
あおぞら	春日部市米崎389番地3	17人																																
名称	位置	定員																																
ふじ授産センター	春日部市牛島1289番地	19人																																
ゆりのき授産センター	春日部市谷原新田2229番地1	19人																																
ひまわり園	春日部市大衾496番地455	19人																																
あおぞら	春日部市米崎389番地3	19人																																
(業務)	(業務)																																	
第3条 <u>ふじ支援センター</u> 、 <u>ゆりのき支援センター</u> 及び <u>リサイクルショップ</u> は、次に掲げる業務を行う。 (1) 就労継続支援に関すること。 (2) 前号に定めるもののほか、 <u>ふじ支援センター</u> 、 <u>ゆりのき支援センター</u> 及び <u>リサイクルショップ</u> の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。 2 ひまわり園及びあおぞらは、一体の多機能型事業所として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める業務を行う。 (1) ひまわり園 就労継続支援に関すること。 (2) あおぞら 生活介護に関すること。 (3) ひまわり園及びあおぞら 前2号に掲げるもののほか、ひまわり園及びあおぞらの設置目的を達成するために必要な事項に関すること。	第3条 <u>デイケア施設</u> は、 <u>心身障害者の障害の状態に応じ、適切な訓練、作業指導、生活指導等</u> を行う。																																	
(職員)	(職員)																																	
第4条 <u>通所支援施設</u> に所長その他必要な職員を置くことができる。	第4条 <u>デイケア施設</u> に所長その他必要な職員を置くことができる。																																	

(利用者の資格)

第5条 通所支援施設を利用できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第22条第5項に規定する障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項の規定による措置に係る者
- (3) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定による措置に係る者

(通所の承認等)

第6条 通所支援施設に通所しようとする者（以下「通所希望者」という。）又はその保護者（親権を行う者、後見人その他の者で、現にその者を監護するものをいう。）は、市長の承認を受けなければならない。

2

- (4) 前3号に定めるもののほか、通所支援施設の管理上支障があると認められるとき。

(利用時間)

第8条 通所支援施設の利用時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休所日)

第9条 通所支援施設の休所日は、次に掲げるとおりとする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があるときは、臨時に休所し、又は休所日に開所することができる。

(使用料)

第10条 通所支援施設において、法第29条第1項に規定する介護給付費又は訓練等給付費の支給の対象となる障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を受けた者は、当該障害福祉サービスに要した費用から同条第3項若しくは第4項の規定による給付額を控除した額及び同条第1項に規定する特定費用又は厚生労働大臣が定める基準に定める額を、使用料とし

(通所資格)

第5条 デイケア施設に通所できる者は、本市に住所を有する15歳以上の者で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所において知的障害と判定された者

- 2 前項に定めるもののほか、市長は特に必要があると認める者を通所させることができる。

(通所の承認等)

第6条 デイケア施設に通所しようとする者（以下「通所希望者」という。）又はその保護者（親権を行う者、後見人その他の者で、現にその者を監護するものをいう。）は、市長の承認を受けなければならない。

2

- (4) 前3号に定めるもののほか、デイケア施設の管理上支障があると認められるとき。

(訓練及び指導時間)

第8条 デイケア施設の訓練及び指導時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休所日)

第9条 デイケア施設の休所日は、次に掲げるとおりとする。

- 2 市長は、前項に規定する休所日のほか、必要があるときは臨時に休所し、又は休所日に開所することができる。

<p>て納付しなければならない。 (使用料の減免)</p>	
<p>第11条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 (指定管理者による管理)</p>	<p>(指定管理者による管理)</p>
<p>第12条 市長は、<u>通所支援施設</u>の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、<u>通所支援施設</u>の管理を行わせることができる。 (指定管理者の指定の手続)</p>	<p>第10条 市長は、<u>デイケア施設</u>の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、<u>デイケア施設</u>の管理を行わせることができる。 (指定管理者の指定の手続)</p>
<p>第13条 2 (1) 事業計画書による<u>通所支援施設</u>の管理運営が市民の平等な<u>通所支援施設</u>の利用を確保することができること。 (2) 事業計画書の内容が<u>通所支援施設</u>の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。 (指定の制限)</p>	<p>第11条 2 (1) 事業計画書による<u>デイケア施設</u>の管理運営が市民の平等な<u>デイケア施設</u>の利用を確保することができること。 (2) 事業計画書の内容が<u>デイケア施設</u>の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。 (指定の制限)</p>
<p>第14条 (略) (欠格事項)</p>	<p>第12条 (略) (欠格事項)</p>
<p>第15条 (略) (指定管理者の業務)</p>	<p>第13条 (略) (指定管理者の業務)</p>
<p>第16条 (2) <u>通所支援施設</u>の施設（設備及び物品を含む。）の維持管理に関する業務 (管理の基準等)</p>	<p>第14条 (2) <u>デイケア施設</u>の施設（設備及び物品を含む。）の維持管理に関する業務 (管理の基準等)</p>
<p>第17条 (1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に<u>通所支援施設</u>の運営を行うこと。 (2) <u>通所支援施設</u>の維持管理を適切に行うこと。 (事業報告書の作成及び提出)</p>	<p>第15条 (1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に<u>デイケア施設</u>の運営を行うこと。 (2) <u>デイケア施設</u>の維持管理を適切に行うこと。 (事業報告書の作成及び提出)</p>
<p>第18条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第20条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。 (事業報告の聴取等)</p>	<p>第16条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第18条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。 (事業報告の聴取等)</p>
<p>第19条 (略)</p>	<p>第17条 (略)</p>

<p>(指定の取消し等)</p> <p><u>第20条</u></p> <p>(2) <u>第13条</u>第2項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。</p> <p>(3) <u>第14条</u>各号の指定の制限及び<u>第15条</u>第1項各号の欠格事項に該当したとき。</p> <p>(4) <u>第17条</u>各号に掲げる基準を遵守しないとき。</p> <p>(指定管理者による施設の原状回復義務)</p>	<p>(指定の取消し等)</p> <p><u>第18条</u></p> <p>(2) <u>第11条</u>第2項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。</p> <p>(3) <u>第12条</u>各号の指定の制限及び<u>第13条</u>第1項各号の欠格事項に該当したとき。</p> <p>(4) <u>第15条</u>各号に掲げる基準を遵守しないとき。</p> <p>(指定管理者による施設の原状回復義務)</p>
<p><u>第21条</u> (略)</p> <p>(損害賠償義務)</p>	<p><u>第19条</u> (略)</p> <p>(損害賠償義務)</p>
<p><u>第22条</u> 指定管理者は、自己の責めに帰すべき理由により、<u>通所支援施設</u>の施設又はその設備を損傷し、又は滅失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(利用料金収入の帰属及び利用料金の額)</p>	<p><u>第20条</u> 指定管理者は、自己の責めに帰すべき理由により、<u>デイケア施設</u>の施設又はその設備を損傷し、又は滅失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。</p>
<p><u>第23条</u> 市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に通所支援施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p>	
<p>2 利用料金の額は、第10条で定める使用料の額とする。</p>	
<p>(利用料金の納付等)</p>	
<p><u>第24条</u> 第10条の規定にかかわらず、第12条の規定により、<u>通所支援施設</u>の管理を指定管理者に行わせる場合は、障害福祉サービスを受けた者は、利用料金を納めなければならない。</p>	
<p>2 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準等により利用料金の減免又は還付をすることができる。</p>	
<p>(委任)</p>	<p>(委任)</p>
<p><u>第25条</u> (略)</p>	<p><u>第21条</u> (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の部分は公布の日から、第2条の部分及び次項の規定は平成23年4月1日から施行する。

(春日部市心身障害者リサイクルショップ条例の廃止)

- 2 春日部市心身障害者リサイクルショップ条例(平成17年条例第85号)は、廃止する。